

小諸労働基準監督署発表
令和3年6月17日

「農業における適切な労務管理」を呼びかけています。

～川上村内で、佐久警察署及び佐久公共職業安定所等と啓発活動を行いました。～

小諸労働基準監督署（署長 徳永和成）では、令和3年6月11日、葉物野菜の生産が盛んな川上村内の商業施設において、佐久警察署及び佐久公共職業安定所等と共同で「農業における適切な労務管理」のための啓発活動を行いました。

昨年度、小諸労働基準監督署管内において、農作業に従事する外国人労働者に関して不適切な労務管理の事案が散見されたため、再発防止を図るため実施したものです。

本啓発活動において配布した資料について次ページ以降に掲載しますので、ご確認いただき、使用者のみなさまは引き続き適切な労務管理を、労働者のみなさまはご自身の労働条件について確認するよう、それぞれお願いします。



佐久地域の農家のみなさまへ

法令に基づく**適切な労務管理**をお願いします。

昨年度、**外国人労働者**についての**不適切な労務管理**事案が複数確認されました。
個人農家でも、**法令は適用**されます。**労務管理**について、**再確認**をお願いします。

1 「ピンハネ」をたくらむ 悪質な中間業者等に注意

人手不足につけこんで、**他人の就業に介入し、利益**を受けることを業とする者に注意してください。
人材紹介は信頼できる機関から受けてください。



2 労働条件の明示は 必ず書面の交付で

労働者を**雇用する際は、書面の交付**でその条件を明示してください。
記載しないとイケない**項目**にも、**法律で決まり**があります。



3 現在1時間「849円」 最低賃金を必ず守って

仕事ができる出来ない、国籍などに関わらず、**全ての労働者に対する賃金の最低基準**として、最低賃金が決まっています。**毎年10月**に改定されます。



4 賃金からの控除にも ルールがあります

税金や各種保険料以外（明らかな内容のものに限る）を控除する場合は、**の書面に記載すること**に加え、**労使協定の締結**が必要になります。



5 労働時間を適正に把握して 契約通りの賃金を支払って

労働「時間」を管理して、その時間数に応じて、**契約内容通りの賃金**を支払ってください。時間管理は、**出来るだけ客観的な方法**をお願いします。



6 安全管理にも注意 機械等の安全教育実施を

農業でも、外国人労働者を中心に、**労働災害が急増**しています。機械使用方法などを中心に**安全教育の実施**をお願いします。
(外国人向け動画教材)



7 労働者が怪我をしたら まずは労基署へ報告を

もし**仕事**中に労働者が**怪我**をした場合には、所定の様式で**労基署へ報告が必要**となり、また、補償の問題も生じます。まずは、**労基署へご連絡**ください。



8 職場でもコロナ対策を 発生したら労基署へ報告を

職場や下宿先でも、**新型コロナウイルス対策徹底**をお願いします。
職場や下宿先で**感染が確認された場合**も、**労基署への報告**が必要です。





佐久地域の農家のもとで働くみなさまへ

【労働者向け】
(for workers)

ご自身の**労働条件**を**確認**してください。

自身の**労働条件**について**確認**し、おかしいと思ったら**相談**してください。

(Check your working conditions and if you think it's illegal, we want you to consult.)

1 悪質な中間業者等に お金を払っていませんか？

人手不足につけこんで、
他人の就業に介入し、利益
を受けることを業とする
者に注意してください。

(Don't pay the kickback to
a broker.)



2 労働条件は書面の交付で 説明を受けた？

雇われる際には、**書面の
交付**により、**条件の説明**を
受けてください。

(When you are hired,
get a written employment
agreement.)



3 現在1時間「849円」 最低賃金は守られている？

全ての労働者に対する
賃金の**最低基準**として、
「最低賃金」があります。

(All workers must
receive at least the
minimum wage.)



4 賃金から違法な控除は されていませんか？

賃金控除ができるもの
は、**予め説明**を受けている
明らかなものだけです。

(There is a limit to what
your employer can deduct
from your wages.)



5 機械の操作方法等の 安全教育は受けましたか？

初めて使う機械の操作
方法等、**仕事をする上での
教育**を受けてください。

(Your employer must
explain about safety
precaution to you.)



6 仕事中に怪我をしたとき、 自分で支払していない？

仕事中に怪我をした時、
労働者は**支払をする必要
がありません**。

(If you get injured at work,
you don't have to pay for
medical treatment.)



相談機関のご紹介 (Counseling Services and Hotlines)

小諸労働基準監督署 (Komoro Labour Standards Inspection Office)

日本語 (Japanese) 長野県小諸市三和1-6-22 (TEL : 0267 - 22 - 1760)

外国人労働者向け相談ダイヤル (Telephone Consultation Service for Foreign Workers)

英語 (English) 0570 - 001 - 701 Mon - Fri 10時~15時

ベトナム語 (Vietnamese) 0570 - 001 - 706 Mon - Fri 10時~15時

労働条件相談ほっとライン (Working condition consultation hot line)

日本語 (Japanese) 0120 - 811 - 610 Mon - Fri 17時~22時、Sat - Sun & Holiday 9時~21時

英語 (English) 0120 - 531 - 401 Mon - Fri 17時~22時、Sat - Sun & Holiday 9時~21時

ベトナム語 (Vietnamese) 0120 - 531 - 406 Wed & Fri 17時~22時、Sat & Holiday 9時~21時